

○村上市地球温暖化対策地域協議会設置要綱

令和元年 6 月 10 日

告示第 48 号

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、村上市地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、村上市地球温暖化対策実行計画に掲げる村上市全域から排出される温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けた地球温暖化対策の自主的な取組を協議し、推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 村上市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (2) 市民、事業者及び行政による地球温暖化対策の取組に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の普及に関すること。
- (4) その他協議会がその目的に基づいて必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 設置目的に賛同する市民
- (2) 設置目的に賛同する事業者及び関係団体
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年以内とする、ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合において、新たに就任した委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 第 3 条各号に掲げる事項について具体的な検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者を部会員として組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する者の中から、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報奨金等)

第9条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で市長が決定し、これを支払うことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、環境課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

村上市地球温暖化対策地域協議会委員

役員	氏名	所属等	備考
会長	関島 恒夫	新潟大学 農学部 農学科 教授	
副会長	鈴木 敏明	村上商工会議所	
委員	村山 輝穂	一般公募委員	
委員	瀬賀 秀雄	一般公募委員	
委員	脇坂 三重城	新潟県漁業協同組合 岩船港支所 支部長	
委員	佐藤 久也	瀬波温泉旅館協同組合	
委員	井上 敏雄	JAにいがた岩船農業協同組合 代表理事組合長	
委員	板垣 茂樹	村上市森林組合 代表理事組合長	
委員	荒川 忠一	東京大学 名誉教授	
委員	中村 悦夫	新潟県地球温暖化防止活動推進員	
委員	田中 勝	新潟県地球温暖化防止活動推進員	
オブザーバー	斎藤 和也	東北電力 村上電力センター 所長	
オブザーバー	大川 剛史	新潟県地球温暖化防止活動推進センター長	
オブザーバー	横山 由美子	おらってにいがた市民エネルギー協議会 理事	
事務局	中村 豊昭	村上市環境課 課長	
事務局	田中 章穂	村上市環境課 新エネルギー推進室 室長	
事務局	加藤 匠	村上市環境課 新エネルギー推進室 主任	

第 1 回村上市地球温暖化対策地域協議会の主な意見

1. 開催日時 令和元年 10 月 29 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時
2. 開催場所 村上市役所 本庁 5 階 第 5 会議室
3. 主な意見 下記のとおり

番号	論点		意見
1	第 2 次村上市地球温暖化対策実行計画について	計画策定に係る留意事項について	今後策定される計画については実効性のあるロードマップのような細かい具体案の積み重ねにより、あくまでも目標を実現させる計画であるべきと考えます。
			計画がうたい文句だけにならないように、市民に浸透して協働で取り組めるような分かりやすく具体的なものが必要と考えます。
2	CO ² の吸収について	CO ² の吸収源対策について	市民にも身近な CO ² を吸収するものとして街路樹や海藻の現状について専門家も交えた形で市民全体で見直し、市民の環境への意識醸成を図り、市民へ具体案を提示していくべきと考えます。
3	CO ² 排出量の削減について	自然エネルギーの活用について	これだけ多くの種類の再生可能エネルギーの計画がありますので、村上市は大きな割合で自然エネルギーを活用していくという大きな目標をつくり、今ほど説明のあった洋上風力、地熱、バイオマスを総合的に推進すると外に訴えることで市のイメージの向上につながると考えます。
			自然エネルギーを推進することも大事だが、発電事業者の求めに応じてただ発電の場を提供するだけではなく、村上市として自然エネルギーを推進するにあたっての基本理念が大切であ

			<p>ると考えます。温暖化防止実行計画策定のうえで示されるとはと思いますが、それがないと投資家や事業者がやってきてただ利用されるだけになってしまうと考えます。事業者からの提案を受けるだけではなく、市として再生可能エネルギーを推進する目的やそれによって市民が得られる恩恵を描く必要があると考えます。例えば災害時に停電した場合など、自然エネルギーによってどのように市民の生活を保証できるのかといった視点です。村上市の資源が奪われているだけで、他者が儲けて市に恩恵が受けられないという事態になりかねませんので、温暖化防止実行計画策定の際、市としての理念を固める必要があると考えますし、その理念のうえでうまく業者に入ってもらい市民生活に資する方向に展開できるようにしていくべきと考えます。</p>
	村上市・胎内市沖洋上風力発電について	<p>洋上風力発電を実現したいというメッセージを発信し、洋上風力発電は村上市にとってよい方法であると明確に地域との合意を得られれば積極的に実現に向かって進むと考えられますので、村上市としての将来像のなかに積極的に洋上風力を含めていってはいかがでしょうか。これまで村上市は洋上風力発電について条例を制定するなど新しい取組を行ってきており、国内から高い評価を受けておりましたが、これを引き継ぎながら市として議論を重ねてまとまりながら進んでいけばと思います。</p> <p>風車設置により海底環境への悪影響は無いのか、設備の特殊性から地元業者が貢献できる可能性はあるのか、低周波など人体や魚類への悪影響は無いのか、岩盤や砂地など海底地質により設置困難となることは無いのか、地震による倒壊等に対する安全性は担保されるのか、これらの点に疑問を感じます。</p>	
	木材の木質バイオマス利用について	<p>例えば、新潟県では洋上風力発電を進めるうえで、ゾーニング実証事業によって戦略的なエリア指定を行っていますが、村上市においても木質バイオマス発電についても、発電利用に展開できる森林帯がどんな場所であるかを戦略的にゾーニングすること等が考えられます。計画を策定するうえでは温暖化防止に資する事柄を列挙するだけではなく、このような発電事業につながる戦略的な展開を市が具体的に描いて計画に組み込んでいただきたいと思います。</p>	